

広島県告示第七十四号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成二十三年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

昭和三十八年広島県告示第八十七号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域
海岸名 地御前漁港海岸